

## 静岡県富士山世界遺産センターの研究者を定める規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡県富士山世界遺産センター（以下「センター」という。）における研究者を定めることを目的とする。

(研究者)

第2条 センターにおける研究者とは、研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事する学芸課所属の職員（教授、准教授、主任研究員、研究員が職名の者をいう。）とする。

附 則

この規程は、令和4年1月28日から施行する。